

お知らせ

自動車特定整備事業者のみなさまへ
指定自動車整備事業者のみなさまへ

平素は、国土交通行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

令和3年度『整備主任者（法令）研修』及び『自動車検査員研修』については、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の増加等による感染防止対策として、例年の集合形式による研修とは異なる「**研修テキスト及び映像等視聴覚教材を用い事業者管理の下で実施する自主学习**」とさせていただきました。

自主学习をしていただいた整備主任者又は自動車検査員については、

令和4年3月31日（木）までに研修受講結果報告書の提出が必要となりますので、
ご注意ください。

自主学习にて研修を受講させた自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、所属している全ての整備主任者又は自動車検査員が自主学习により研修を受講したことを受講結果報告書に取りまとめ、**研修受講後速やかに奈良県自動車整備振興会に報告が必要となります。**

なお、受講結果報告書を提出していただいた整備主任者又は自動車検査員が、令和3年度の整備主任者（法令）研修又は自動車検査員研修が受講済みとなります。

・実施時期

令和3年10月5日（火）から令和4年3月31日（木）

※研修方法等については、

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shaken/seibika/R3seibijigyokenshuu.html>

をご覧ください。

奈良運輸支局

お問合せ先：奈良運輸支局検査・整備・保安部門

TEL 0743-59-2153